



ストレスチェック特集 「高ストレス者へのフォローと対策」

① ストレスチェック制度の概要

昨年12月よりスタートしたストレスチェック制度、1回目のストレスチェックの実施期限(本年11月30日)を控え、これから駆け込みで実施というところも多いのではないのでしょうか。

実は、ストレスチェック制度では、ストレスチェック実施にとどまらず、その後のフォロー、特に「高ストレス者」へのフォローが重要です。

そこで、Wellでは今号から緊急特集として、ストレスチェック特集「高ストレス者へのフォローと対策」を5回連続してお伝えしていきます。まず、今号ではストレスチェック制度の概要について、あらためてまとめます。

ストレスチェック制度とは？

ストレスチェック制度は、改正労働安全衛生法に基づき、2015年12月1日より施行となりました。

ストレスチェックとは「**心理的な負担の程度を把握するための検査**」であり、そのストレスチェックの実施と、結果に基づく面接指導を事業者が義務付けたものが、ストレスチェック制度です。労働者数50人以上の事業場において、ストレスチェック制度の実施が義務づけられる一方、50人未満の事業場では当分の間、努力義務とされています。

事業者においては、身体 の健康診断とは別に、心の健康診断ならぬストレスチェックを実施しなければなりません。

メンタルヘルス不調の未然防止

ストレスチェック制度の主な目的は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること(一次予防)です。

ストレスチェック制度の実施手順

【ストレスチェック実施と、本人への直接結果通知】

1年に1回ストレスチェックを実施し、その結果を本人に直接通知。労働者はその結果から、自身の心の健康状態を把握し、自らの健康管理やセルフケアに役立てます。

また結果通知の際、セルフケア促進のため、相談可能な窓口に関する情報提供(社内の産業保健スタッフ、社外の契約機関の相談窓口等)なども行うとよいでしょう。

【高ストレス者へ、医師による面接指導を実施】

面接指導が必要な高ストレス者に、医師による面

接指導を勧奨。その後、労働者の申出を受けて、面接指導を行います。

【医師から意見聴取し、必要に応じ就業上の措置】

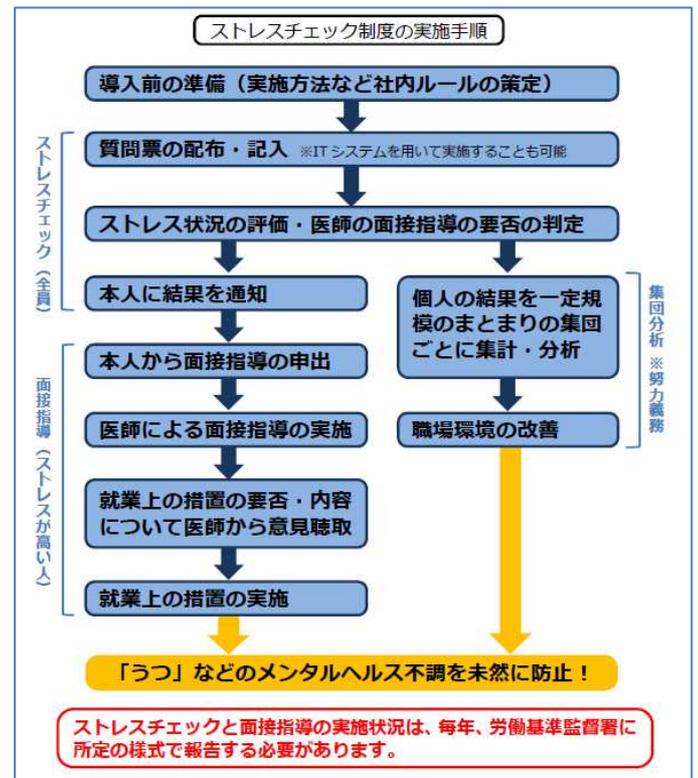
医師による面接指導の後、会社は医師より意見を聞き、該当労働者に対して適切な就業上の措置を行います。

【集団分析と、職場環境改善】

労働者のストレスチェック結果を一定の集団(部、課など)ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析していきます。分析結果を参考にして、メンタルヘルス対策をたて、職場環境を改善していきます。

【労働基準監督署に、実施状況報告】

面接指導実施後、会社はストレスチェックと面接指導の実施状況を指定の報告書に記載し、所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。違反の場合には罰則がありますので、特に注意して下さい。(なお、50人未満の事業場については報告義務はありません。)



* 出典 厚生労働省「ストレスチェック制度簡単マニュアル」より

end 東京メンタルヘルス 新行内勝善(精神保健福祉士)

ストレスチェック特集「高ストレス者へのフォローと対策」

(次号 10/15 発行予定)

② 高ストレス者とは ③ 高ストレス者へのフォロー